

平成 30 年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (山口県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

全国的な動向と同様に、本県の小・中学校においては、「通級による指導」や「特別支援学級」に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、高等学校においても、発達障害あるいはその傾向や可能性のある生徒など、学習上または生活上に困難を示す特別な教育的支援を必要とする生徒が増加の傾向にある。

こうした中、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、学校においても合理的配慮の提供が求められることや、「発達障害者支援法」の改正により、個別の教育支援計画及び個別の指導に関する計画の作成推進、いじめの防止等のための対策推進等支援体制の整備を行うことが規定されたことを受け、各学校では、様々な課題に対し効果的な校内支援体制の整備を推進していく必要がある。

こうしたことから、地域や学校の実情に応じた特別支援教育の体制充実に向けて、特別支援教育コーディネーターの機能強化を含めた校内支援体制の構築や特別支援教育のセンター的機能の強化など、効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家の協力を得て調査研究を進めていきたいと考える。

2. 目的・目標

(1) 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育の視点を取り入れた組織的、計画的な学級経営の推進を図る。

(2) 特別な教育的支援を必要とする生徒等に関するいじめ・不登校対策の推進

すべての生徒一人ひとりを大切にする教育を学校におけるすべての教育活動の中で展開し、人権が尊重される学校づくり・学級づくりを積極的な推進を図る。

また、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や支援を行う特別支援教育の推進が、すべての生徒が互いの違いやよさを認め合うなどの豊かな心の育成や、自ら意欲的・主体的に、学び、考えるなどの確かな学力の向上につながるよう、全ての教職員が共通理解し、全校体制で組織的な対応ができる体制を構築する。

(3) 特別支援教育コーディネーターの専門性向上及び特別支援教育のセンター的機能の強化

特別支援学校のセンター的機能の活用等による、障害の特性に応じた適切な指導や支援や合理的配慮の適切な提供方法等についての研修等を通じて、校内コーディネーターの資質向上・機能強化、校内組織の連携強化を進める。

また、特別支援教育のセンター的機能の強化を図るために、地域の高等学校における支援体制の整備を図る。

(4) 分掌や学年等を越えた校内支援体制の強化

教育相談や生徒指導等の分掌、学年の枠を超えた横断的連携による情報共有ができる校内支援体制（相談窓口の一元化等）の構築を図る。

3. 主な成果

(1) 学識経験者等からの助言をもとに、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画の作成

学校経営スーパーバイザーとして任命する大学教授や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等の参画による学校経営計画等検討委員会を開催し、特別支援教育の視点を踏まえた特別支援教育の推進を明確にした学校経営方針の策定を進めることができた。

(2) 校内組織体制の構築に向けての推進

ア. 校内の全分掌の代表教員を校内推進協議会のメンバーとしたことにより、大学教授や専門医等、学識経験者からの意見等の情報を共有化することができた。

イ. いじめや不登校、特別な教育的支援の必要な生徒情報等について、学年・分掌等の枠を超えたケース会議等を通じて情報共有を図るなど、横断的に連携できる校内支援体制が強化された。

(3) 教職員への理解促進

ア. 校内コーディネーターや特別支援教育推進教員による復伝研修等により、教職員に対する特別支援教育や「通級による指導」についての理解促進を図ることができた。

イ. 校内推進協議会において、大学教授等の専門家の助言により、特別支援教育や「通級による指導」に対する教職員の理解促進を図ることができた。

ウ. 「生徒の学校生活チェック表」等の活用による生徒の実態把握や、事例検討会における学識経験者等の助言により、合理的配慮等の理解促進を図ることができた。

(4) 特別支援教育コーディネーターの機能を強化するための学校組織の検討

ア. 学識経験者等のスーパーバイザーの参画により、特別支援教育コーディネーターの適切な人材の配置や職務内容の検討を進めることができた。

イ. 教育相談や生徒指導等の分掌との連携した校内支援体制づくりが強化された。

(5) その他（生徒への指導支援の工夫・配慮）

ア. すべての生徒に対して、以前よりも丁寧にかかわろうとしたり、配慮が必要な生徒に対して、特性に応じた接し方をしたりするなど、特別支援教育の視点を意識した指導・支援の推進を図ることができた。

イ. 授業の導入や重要な部分で、視覚支援を意図的に活用するなど、ICT 機器を積極的に活用した授業改善を促進することができた。

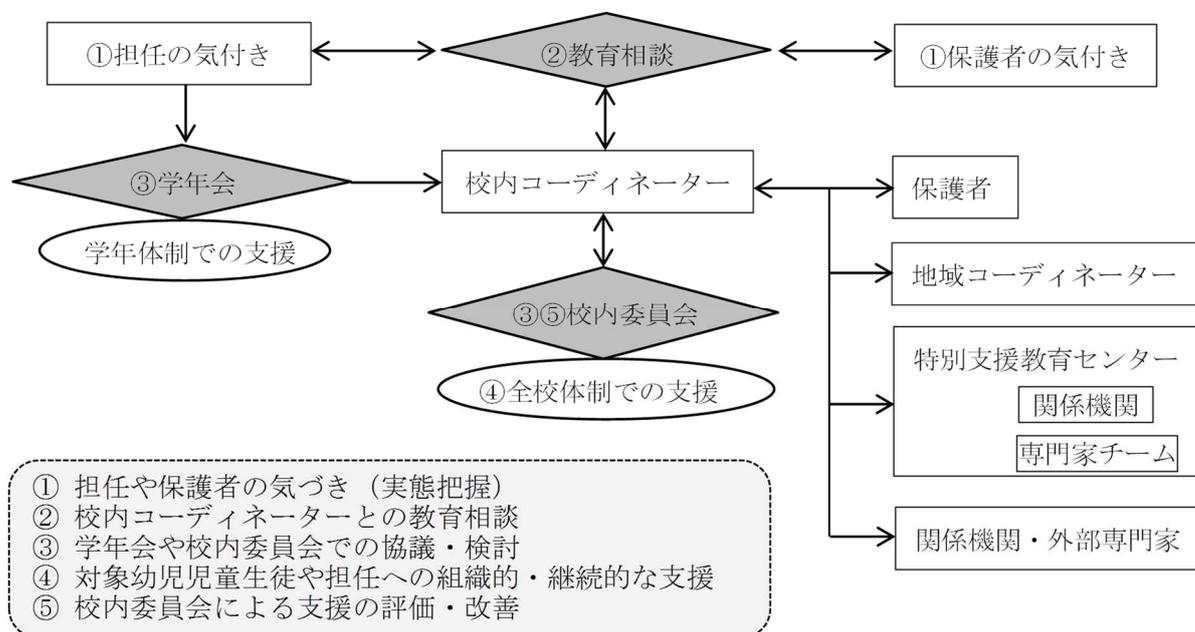
ウ. 個別の教育支援計画の作成手順と年間一覧表の作成・配布により理解促進することができた。

(6) 特別の教育課程の編成

ア. 指定校において、特別の教育課程を検討・編成し、他校へ取組の成果を普及させた。

【連携図】

本県では、各学校での特別支援教育を推進するコーディネーターを「校内コーディネーター」、地域における相談支援を行うコーディネーターを「地域コーディネーター」と呼んでいる。



4. 教育委員会及び指定校における取組概要

【岩国高等学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

（教育委員会の取組）

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。（年2回）

(2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、事業推進に向けた共通理解を図るとともに、事業の進捗状況、成果と課題等についての情報共有及び協議を実施した。（年5回）

（指定校の取組）

学校経営スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）として任命する大学教授や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター（以下、「特別支援学校地域 Co」と呼ぶ）等の参画による学校経営計画等検討委員会を開催し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画等の策定に向けて検討を行った。（年2回 8/16、1/30 本校・分校合同）

（主な成果）

(1) 特別支援教育の推進を明確にした学校経営方針の策定

(2) 校内の特別支援教育の推進体制の図式化等による全校体制での相談支援の実践

(3) 自校の特別支援教育推進の情報公開・公表の在り方の検討

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。（年2回）

- (2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「合理的配慮を提供する過程の明確化」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)

(指定校の取組)

- (1) 適切な合理的配慮の提供に係る校内支援体制の構築
- (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による適切な指導・支援の実践
- (3) 事例検討会の開催
- (4) ICT 機器等の活用による分かりやすい授業づくりの実践及び教育効果等を検討

(主な成果)

- (1) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、適切な合理的配慮提供に係る、生徒指導部や教育相談部等の分掌、学年等の枠を越えて横断的に連携できる校内支援体制の構築について検討
- (2) 合理的配慮提供のプロセスの明確化と校内の共通理解の工夫
- (3) 教職員、生徒、保護者、地域住民に対する合理的配慮についての理解促進
- (4) 実態把握の具体的な方策や時期の検討
- (5) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく効果的な指導・支援の実践、及び適切な合理的配慮の提供と評価・改善
- (6) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、合理的配慮を踏まえた適切な指導・支援の検証
- (7) 計画の作成スケジュールの年間行事予定への位置付け及び作成の役割分担と分掌への位置付け等の検討
- (8) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、個別の教育支援計画と個別の指導計画等に基づいて提供した合理的配慮について検証

- ③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

- (1) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「いじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)

(指定校の取組)

- (1) 生徒に関するいじめ・不登校対策の推進のための校内支援体制の構築
- (2) 教職員の専門性向上・理解啓発研修会を開催

(主な成果)

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の未然防止の在り方の検討
- (2) 保護者・関係機関との連携や校内指導体制の確立等による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の早期発見・早期対応の在り方の検討
- (3) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、教育相談や生徒指導等の分掌、学年の枠を超えた横断的連携による情報共有ができる校内支援体制(相談窓口の一元化等)の構築に向けて検討
- (4) 学識経験者やスクールカウンセラー(S C)との連携により専門的助言を受け、校内支援体

制を整備

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

(1) 校内コーディネーターの指名や職務の在り方の検討

ア. 校内コーディネーターの専門性の向上と、継続的な取組を可能とするOJTの在り方の検討

イ. スーパーバイザー等の参画により、校内コーディネーターの適切な人材の配置や職務内容の検討、教育相談や生徒指導等の分掌との連携した校内支援体制等について検討

ウ. 校内コーディネーターに対する教職員や生徒、保護者等の理解促進と校務分掌や校内組織の工夫等による協力体制の在り方の検討

(2) 特別支援教育コーディネーターの職務内容等の現状

校内コーディネーターは校内で1名であり、その職務は、校内の教員の相談窓口、保護者の相談窓口、校内外の関係者との連絡・調整、関係機関とネットワークの構築、教育的支援の充実等で多岐にわたっており、職務に従事している時間の算出は困難であるが、管理職は校内コーディネーターの負担軽減のために、校務分掌に明確に位置付け、分掌以外の学校全体に関わる業務の軽減を図っている。

校長は、校内コーディネーターとして必要な知識・技能を総合的に判断し、適切に指名している。特に、校内コーディネーターとして必要な資質としては、障害についての知識・理解、人間関係を形成する力、特別支援教育についての知識、カウンセリングマインド等が挙げられる。校内コーディネーターの育成のために、県教育委員会では特別支援教育コーディネーター研修会を開催し専門性向上や各学校の情報共有を行うとともに、特別支援学校に配置している地域における相談支援を行う地域コーディネーターが各学校を訪問支援する際に、特別支援教育コーディネーターの相談支援や連携強化により専門性向上を図っている。

また、校内コーディネーターが活動を行うための基本的な事項、活動の内容や方法などについてまとめた県教育委員会作成（平成27年3月発行）の「校内コーディネーターガイドブック」を活用している。

【柳井高等学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

（教育委員会の取組）

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。（年2回）

(2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、事業推進に向けた共通理解を図るとともに、事業の進捗状況、成果と課題等についての情報共有及び協議を実施した。（年5回）

（指定校の取組）

学校経営スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）として任命する大学教授や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター（以下、「特別支援学校地域Co」と呼ぶ）等の参画による学校経営計画等検討委員会を開催し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画等の策定に向けて検討（年2回 7/18、1/30）

（主な成果）

(1) 特別支援教育の推進を明確にした学校経営方針の策定

(2) 校内の特別支援教育の推進体制の図式化等による全校体制での相談支援の実践

(3) 自校の特別支援教育推進の情報公開・公表の在り方の検討

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

- (1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。(年2回)
- (2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「合理的配慮を提供する過程の明確化」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)

(指定校の取組)

- (1) 適切な合理的配慮の提供に係る校内支援体制の構築
- (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による適切な指導・支援の実践
- (3) 事例検討会の開催
 - ・やまぐち総合教育支援センター研究指導主事を講師として、発達障害の可能性のある生徒へのいじめや不登校対策等の事例検討会を実施(11/19)
 - ・大学教授(山口大学)による授業参観と検討会を実施(10/1)
- (4) ICT機器等の活用による分かりやすい授業づくりの実践及び教育効果等を検討
大学教授(山口大学)を講師として校内研修会を実施(年2回 10/15、2/10)

(主な成果)

- (1) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、適切な合理的配慮提供に係る、生徒指導部や教育相談部等の分掌、学年等の枠を越えて横断的に連携できる校内支援体制の構築について検討
- (2) 合理的配慮提供のプロセスの明確化と校内の共通理解の工夫
- (3) 教職員、生徒、保護者、地域住民に対する合理的配慮についての理解促進
PTA総会や学校運営協議会において、「通級による指導」、合理的配慮をはじめとする学校の特別支援教育について説明
- (4) 実態把握の具体的な方策や時期の検討
- (5) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく効果的な指導・支援の実践、及び適切な合理的配慮の提供と評価・改善
- (6) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、合理的配慮を踏まえた適切な指導・支援の検証
- (7) 計画の作成スケジュールの年間行事予定への位置付け及び作成の役割分担と分掌への位置付け等の検討
- (8) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、個別の教育支援計画と個別の指導計画等に基づいて提供した合理的配慮について検証

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

- (1) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「いじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)

(指定校の取組)

(1) 生徒に関するいじめ・不登校対策の推進のための校内支援体制の構築

(2) 教職員の専門性向上・理解啓発研修会を開催

(主な成果)

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の未然防止の在り方の検討

(2) 保護者・関係機関との連携や校内指導体制の確立等による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の早期発見・早期対応の在り方の検討

(3) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、教育相談や生徒指導等の分掌、学年の枠を超えた横断的連携による情報共有ができる校内支援体制（相談窓口の一元化等）の構築に向けて検討

(4) 学識経験者やスクールカウンセラー（SC）との連携により専門的助言を受け、校内支援体制を整備

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

(1) 校内コーディネーターの指名や職務の在り方の検討

ア. 校内コーディネーターの専門性の向上と、継続的な取組を可能とするOJTの在り方の検討

イ. スーパーバイザー等の参画により、校内コーディネーターの適切な人材の配置や職務内容の検討、教育相談や生徒指導等の分掌との連携した校内支援体制等について検討

ウ. 校内コーディネーターに対する教職員や生徒、保護者等の理解促進と校務分掌や校内組織の工夫等による協力体制の在り方の検討

(2) 特別支援教育コーディネーターの職務内容等の現状

校内コーディネーターは校内で1名であり、その職務は、校内の教員の相談窓口、保護者の相談窓口、校内外の関係者との連絡・調整、関係機関とネットワークの構築、教育的支援の充実等で多岐にわたっており、職務に従事している時間の算出は困難であるが、管理職は校内コーディネーターの負担軽減のために、校務分掌に明確に位置付け、分掌以外の学校全体に関わる業務の軽減を図っている。

校長は、校内コーディネーターとして必要な知識・技能を総合的に判断し、適切に指名している。特に、校内コーディネーターとして必要な資質としては、障害についての知識・理解、人間関係を形成する力、特別支援教育についての知識、カウンセリングマインド等が挙げられる。校内コーディネーターの育成のために、県教育委員会では特別支援教育コーディネーター研修会を開催し専門性向上や各学校の情報共有を行うとともに、特別支援学校に配置している地域における相談支援を行う地域コーディネーターが各学校を訪問支援する際に、校内コーディネーターの相談支援や連携強化により専門性向上を図っている。

また、校内コーディネーターが活動を行うための基本的な事項、活動の内容や方法などについてまとめた県教育委員会作成（平成27年3月発行）の「校内コーディネーターガイドブック」を活用している。

【下関西高等学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

(教育委員会の取組)

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。(年2回)

(2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、事業推進に向けた共通理解を図るとともに、事業の進捗状況、成果と課題等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)
(指定校の取組)

学校経営スーパーバイザー(以下「スーパーバイザー」という。)として任命する大学教授や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター(以下、「特別支援学校地域 Co」と呼ぶ)等の参画による学校経営計画等検討委員会を開催し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画等の策定に向けて検討(年2回 10/9、2/26)

(主な成果)

- (1) 特別支援教育の推進を明確にした学校経営方針の策定
- (2) 校内の特別支援教育の推進体制の図式化等による全校体制での相談支援の実践
- (3) 自校の特別支援教育推進の情報公開・公表の在り方の検討

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。(年2回)

(2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「合理的配慮を提供する過程の明確化」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)

(指定校の取組)

- (1) 適切な合理的配慮の提供に係る校内支援体制の構築
- (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による適切な指導・支援の実践
- (3) 事例検討会の開催

特別支援学校地域 Co の参加による聴覚障害のある生徒への指導・支援の検討(10/22)

(4) ICT 機器等の活用による分かりやすい授業づくりの実践及び教育効果等を検討
(年2回の校内研修 10/10、2/26)

(主な成果)

- (1) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、適切な合理的配慮提供に係る、生徒指導部や教育相談部等の分掌、学年等の枠を越えて横断的に連携できる校内支援体制の構築について検討
- (2) 合理的配慮提供のプロセスの明確化と校内の共通理解の工夫
- (3) 教職員、生徒、保護者、地域住民に対する合理的配慮についての理解促進
- (4) 実態把握の具体的な方策や時期の検討
- (5) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく効果的な指導・支援の実践、及び適切な合理的配慮の提供と評価・改善
- (6) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、合理的配慮を踏まえた適切な指導・支援の検証
- (7) 計画の作成スケジュールの年間行事予定への位置付け及び作成の役割分担と分掌への位置付け等の検討
- (8) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、個別の教育支援計

画と個別の指導計画等に基づいて提供した合理的配慮について検証

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

(1) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「いじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。(年5回)

(指定校の取組)

(1) 生徒に関するいじめ・不登校対策の推進のための校内支援体制の構築

(2) 教職員の専門性向上・理解啓発研修会の開催

(主な成果)

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の未然防止の在り方の検討

(2) 保護者・関係機関との連携や校内指導体制の確立等による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の早期発見・早期対応の在り方の検討

(3) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、教育相談や生徒指導等の分掌、学年の枠を超えた横断的連携による情報共有ができる校内支援体制(相談窓口の一元化等)の構築に向けて検討

(4) 学識経験者やスクールカウンセラー(S C)との連携により専門的助言を受け、校内支援体制を整備

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

(1) 校内コーディネーターの指名や職務の在り方の検討

ア. 校内コーディネーターの専門性の向上と、継続的な取組を可能とするOJTの在り方の検討

イ. スーパーバイザー等の参画により、校内コーディネーターの適切な人材の配置や職務内容の検討、教育相談や生徒指導等の分掌との連携した校内支援体制等について検討

ウ. 校内コーディネーターに対する教職員や生徒、保護者等の理解促進と校務分掌や校内組織の工夫等による協力体制の在り方の検討

(2) 特別支援教育コーディネーターの職務内容等の現状

校内コーディネーターは校内で1名であり、その職務は、校内の教員の相談窓口、保護者の相談窓口、校内外の関係者との連絡・調整、関係機関とネットワークの構築、教育的支援の充実等で多岐にわたっており、職務に従事している時間の算出は困難であるが、管理職は校内コーディネーターの負担軽減のために、校務分掌に明確に位置付け、分掌以外の学校全体に関わる業務の軽減を図っている。

校長は、校内コーディネーターとして必要な知識・技能を総合的に判断し、適切に指名している。特に、校内コーディネーターとして必要な資質としては、障害についての知識・理解、人間関係を形成する力、特別支援教育についての知識、カウンセリングマインド等が挙げられる。校内コーディネーターの育成のために、県教育委員会では特別支援教育コーディネーター研修会を開催し専門性向上や各学校の情報共有を行うとともに、特別支援学校に配置している地域における相談支援を行う地域コーディネーターが各学校を訪問支援する際に、校内コーデ

ィネーターの相談支援や連携強化により専門性向上を図っている。

また、校内コーディネーターが活動を行うための基本的な事項、活動の内容や方法などについてまとめた県教育委員会作成（平成 27 年 3 月発行）の「校内コーディネーターガイドブック」を活用している。

【萩高等学校】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

（教育委員会の取組）

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。（年 2 回）

(2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、事業推進に向けた共通理解を図るとともに、事業の進捗状況、成果と課題等についての情報共有及び協議を実施した。（年 5 回）

（指定校の取組）

学校経営スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という。）として任命する大学教授や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター（以下、「特別支援学校地域 Co」と呼ぶ）等の参画による学校経営計画等検討委員会を開催し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画等の策定に向けて検討（年〇回 本校：5/28、2/20 分校：7/13、2/26）

（主な成果）

(1) 特別支援教育の推進を明確にした学校経営方針の策定

(2) 校内の特別支援教育の推進体制の図式化等による全校体制での相談支援の実践

(3) 自校の特別支援教育推進の情報公開・公表の在り方の検討

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

(1) 県教委主催「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」を開催し、県教委の円滑な施策等の推進のための協議を実施した。（年 2 回）

(2) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「合理的配慮を提供する過程の明確化」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。（年 5 回）

（指定校の取組）

(1) 適切な合理的配慮の提供に係る校内支援体制の構築

(2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による適切な指導・支援の実践

(3) 事例検討会の開催

(4) ICT 機器等の活用による分かりやすい授業づくりの実践及び教育効果等を検討

外部講師（特別支援学校教諭）によるタブレット端末を活用した授業づくりについての校内研修会を実施（10/3）

（主な成果）

(1) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、適切な合理的配慮提供に係る、生徒指導部や教育相談部等の分掌、学年等の枠を越えて横断的に連携できる校内支援体制の構築について検討

(2) 合理的配慮提供のプロセスの明確化と校内の共通理解の工夫

(3) 教職員、生徒、保護者、地域住民に対する合理的配慮についての理解促進

- (4) 実態把握の具体的な方策や時期の検討
- (5) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく効果的な指導・支援の実践、及び適切な合理的配慮の提供と評価・改善
- (6) 学識経験者や特別支援学校地域 Co、やまぐち総合教育支援センター研究指導主事等の参画により、合理的配慮を踏まえた適切な指導・支援の検証
- (7) 計画の作成スケジュールの年間行事予定への位置付け及び作成の役割分担と分掌への位置付け等の検討
- (8) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、個別の教育支援計画と個別の指導計画等に基づいて提供した合理的配慮について検証

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

- (1) 指定校等担当者による「指定校等連絡協議会」を開催し、各学校における諸課題「いじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題」「相談窓口の一元化」等の各学校の実践等についての情報共有及び協議を実施した。

(指定校の取組)

- (1) 生徒に関するいじめ・不登校対策の推進のための校内支援体制の構築
- (2) 教職員の専門性向上・理解啓発研修会

外部講師（「通級による指導」実践校担当者）による「高等学校における特別支援教育」についての校内研修を実施

(主な成果)

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の未然防止の在り方の検討
- (2) 保護者・関係機関との連携や校内指導体制の確立等による、発達障害の可能性のある生徒に関するいじめ・不登校の早期発見・早期対応の在り方の検討
- (3) 学識経験者や特別支援学校地域 Co 等のスーパーバイザーの参画により、教育相談や生徒指導等の分掌、学年の枠を超えた横断的連携による情報共有ができる校内支援体制（相談窓口の一元化等）の構築に向けて検討
- (4) 学識経験者やスクールカウンセラー（SC）との連携により専門的助言を受け、校内支援体制を整備

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

- (1) 校内コーディネーターの指名や職務の在り方の検討

ア. 校内コーディネーターの専門性の向上と、継続的な取組を可能とするOJTの在り方の検討

イ. スーパーバイザー等の参画により、校内コーディネーターの適切な人材の配置や職務内容の検討、教育相談や生徒指導等の分掌との連携した校内支援体制等について検討

ウ. 校内コーディネーターに対する教職員や生徒、保護者等の理解促進と校務分掌や校内組織の工夫等による協力体制の在り方の検討

- (2) 特別支援教育コーディネーターの職務内容等の現状

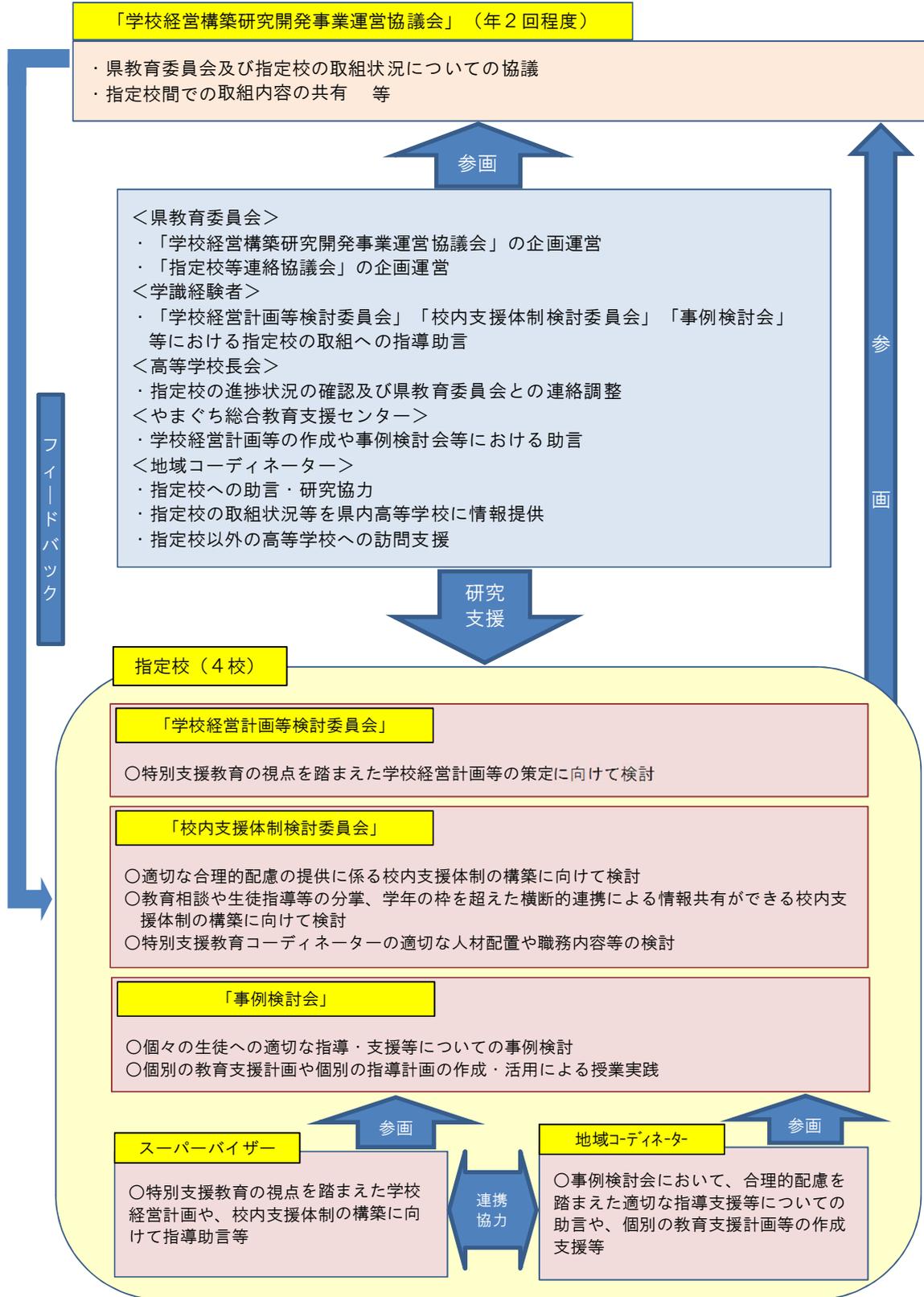
校内コーディネーターは校内で1名であり、その職務は、校内の教員の相談窓口、保護者の

相談窓口、校内外の関係者との連絡・調整、関係機関とネットワークの構築、教育的支援の充実等で多岐にわたっており、職務に従事している時間の算出は困難であるが、管理職は校内コーディネーターの負担軽減のために、校務分掌に明確に位置付け、分掌以外の学校全体に関わる業務の軽減を図っている。

校長は、校内コーディネーターとして必要な知識・技能を総合的に判断し、適切に指名している。特に、校内コーディネーターとして必要な資質としては、障害についての知識・理解、人間関係を形成する力、特別支援教育についての知識、カウンセリングマインド等が挙げられる。校内コーディネーターの育成のために、県教育委員会では特別支援教育コーディネーター研修会を開催し専門性向上や各学校の情報共有を行うとともに、特別支援学校に配置している地域における相談支援を行う地域コーディネーターが各学校を訪問支援する際に、校内コーディネーターの相談支援や連携強化により専門性向上を図っている。

また、校内コーディネーターが活動を行うための基本的な事項、活動の内容や方法などについてまとめた県教育委員会作成（平成 27 年 3 月発行）の「校内コーディネーターガイドブック」を活用している。

【連携図】



5. 今後の課題と対応

指定校4校では特別支援教育の視点を踏まえた学校経営を推進する取組の中で、教職員の特別支援教育に関する理解の深化が見られ、全校による指導や支援体制の整備が進んでいる。

また、学校経営スーパーアドバイザーとして任命した大学教授や特別支援学校の特別支援教育地域コーディネーター等の参画により、特別支援教育に関する専門性も向上している。

今後、学校の特別支援教育を一層推進し、障害のある生徒への学習活動等での支援をさらに充実させるためには、校内体制の整備とともに、障害のない生徒や保護者、地域の理解が必要である。そのために、学校経営方針を生徒の活動やコミュニティ・スクールの活動に組織的・計画的に組み込んでいきたいと考えている。

また、平成30年度に制度運用開始となった高等学校における「通級による指導」への対応等、各学校で教職員の一層の専門性の向上を推進していく必要があるため、教職員の特別支援教育の視点を踏まえた学習指導、生徒指導、学級経営、教育相談等の日々の実践が校内で共有化され、また外部専門家や関係機関等の助言・支援によって専門性がさらに高められる体制の構築を行っていききたいと考えている。そのことにより、特別支援教育を推進していく中心教員の育成や特別支援教育コーディネーターの負担軽減に繋がるよう指定校の取組をさらに進め、他校への普及も図っていききたいと考えている。

6. 指定校について

指定校名：山口県立岩国高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		その他	計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
本校 全日制	普通科・理数科	219	6	268	7	274	7					
坂上分校 全日制	普通科	25	2	30	2	23	2					
広瀬分校 全日制	普通科	7	1	18	1	18	1					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー		
教職員数	1	4	0	74	3	0	25	13	1	1	8	130

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

指定校名：山口県立柳井高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		その他	計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	普通科	140	4	149	4	145	5					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー		
教職員数	1	1	0	33	1	0	7	3	0	1	5	52

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

指定校名：山口県立下関西高等学校												
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年				
課程	学科			生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
全日制	普通科			160	4	160	4	191	5			
	探究科			78	2	80	2					
	理数科							33	1			
定時制	普通科			7	1	14	1	5	1	40	1	
教職員数	校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
	1	3	0	57	3	0	6	9	1	1	5	86

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

指定校名：山口県立萩高等学校												
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年				
課程	学科			生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
本校 全日制	普通科			102	3	108	3	92	3			
	探究科			40	1							
	理数科					30	1	31	1			
奈古分校 全日制	総合学科			17	1	16	1	21	1			
教職員数	校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
	1	2		54	2		14	8	1	1	4	87

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

7. 問い合わせ先

組織名：

- (1) 担当部署 山口県教育庁特別支援教育推進室
- (2) 所在地 山口県山口市滝町1番1号
- (3) 電話番号 083-933-4615
- (4) FAX番号 083-933-4619
- (5) メールアドレス a503001@pref.yamaguchi.lg.jp